

# 児童手当制度改正(拡充)のお知らせ

— 令和 6 年 10 月分から「児童手当制度」が変わります —

## 改正のポイント

- ・所得制限により児童手当(特例給付を含む)を支給対象外であった人も、受給できるようになります。
- ・18歳までの子どもの分も支給されるようになります。
- ・大学生年代以下の子どもが3人以上いる人は、支給される金額が多くなります。

内 容	改正前(令和 6 年 9 月分まで)		改正後(令和 6 年 10 月分から)	
受給資格者	須崎市に住所があり、支給対象のこどもを監護している保護者 ※父母など 2 人以上の者がいる場合は、所得の高い人			
支給対象	国内に住所を有する 中学校修了までの子ども(15 歳になってから最初の3月末まで)		国内に住所を有する <b>18歳まで</b> の子ども (18歳になってから最初の3月末まで)	
所得制限	あり		<b>なし</b>	
手当月額	3 歳未満	15,000 円	3 歳未満	第1子・第2子 15,000 円
	3 歳～ 小学校修了まで	第1子・第2子 10,000 円 第3子以降 15,000 円		第3子以降 <b>30,000 円</b>
	中学生	10,000 円		
	所得制限限度額以上 所得上限限度額未満	5,000 円(特例給付)	3～18歳	第1子・第2子 10,000 円 第3子以降 <b>30,000 円</b>
	所得上限限度額 以上	支給なし		
多子加算の 算定対象	18歳になってから最初の3月末まで		<b>22歳になってから最初の3月末まで</b> ※保護者の経済的負担がある場合に限る	
支 給 月	年に3回(2月・6月・10月) →各前月までの4か月分を支払い		年に <b>6 回(偶数月)</b> <b>(12月、2月、4月、6月、8月、10月)</b> →各前月までの2か月分を支払い ※制度改正後は、令和 6 年 12 月に支給(10・11 月分)	

別紙2「申請確認フローチャート」で手続きが必要かを確認してください！

**提出書類について** ※フローチャートで①～④に該当した場合、手続きが必要です。

下記の①～④に該当する部分をご確認いただき、書類の提出をお願いします。

※なお、別居しているH18.4.2～H21.4.1生まれのお子さんがある場合、別途申請書類が必要となる場合がありますので、お問い合わせください。

	フローチャート結果	提出書類・必要書類
増額申請	①	※事前に担当へご連絡ください 【提出書類】 「額改定認定請求書」
	②	【提出書類】 「額改定認定請求書」・「監護相当・生計費負担についての確認書」 【必要書類】 ・子のマイナンバーカード等のマイナンバーの分かるもの ・下表「監護相当・生計費負担についての確認書」の添付書類
新規申請	③	【提出書類】 「認定請求書」・「監護相当・生計費負担についての確認書」 【必要書類】 ・本人確認書類(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、パスポート等) ・請求者、配偶者、子のマイナンバーカード等のマイナンバーの分かるもの ・請求者名義の通帳またはキャッシュカードの写し ・下表「監護相当・生計費負担についての確認書」の添付書類
	④	【提出書類】 「認定請求書」 【必要書類】 ・本人確認書類(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、パスポート等) ・請求者、配偶者のマイナンバーカード等のマイナンバーの分かるもの ・請求者名義の通帳またはキャッシュカードの写し

**「監護相当・生計費負担についての確認書」の添付書類**

職業等欄	添付書類
記載の子が「学生」	学生であることが分かる書類 ・学生証(写し) ・在学証明書(原本) など
記載の子が「無職」または「その他」	子の生計費を負担している状況が分かる書類 ・子の生計費を負担している状況が分かる書類(送金記録の写しなど) ・子が居住している住所地の物件にかかる賃貸契約書の写し ・子の健康保険証の写し など

**申請受付期間** 令和6年8月1日(木)～令和6年10月31日(木)

時間:8時30分～17時15分(土日祝日を除く)

※受付期間内に手続きを完了した場合、改正後の金額となる10・11月分手当を令和6年12月に支給します。受付期間を過ぎた場合、遡及をして順次令和6年10月分から支給となります。最終受付期限の令和7年3月31日までに申請がなかった場合は、令和6年10月分に遡及しての支給ができませんのでご注意ください。

**申請先** 〒785-8601 須崎市山手町1番7号 須崎市役所 須崎市総合保健福祉センター1階  
須崎市子ども・子育て支援課 子ども支援係 Tel:0889-42-1229